

平成23年5月請求分（4月診療分）に係る レセプトの請求の取扱いについて（第10報）

このたびの地震により被災された皆様、関係の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、東日本大震災に関する診療報酬等の請求の取扱いとして、平成23年5月請求分（4月診療分）に係る診療報酬等請求書の提出期限につきましては、平成23年4月22日付け厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、通常どおり、平成23年5月10日（火）とされたところです。

また、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行い、3月診療分（4月請求分）について3月一か月分を通して概算による請求を行ったものに限り、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月診療分についても、一か月を通して概算による請求を行うことができるとされています。この概算による診療報酬請求に関する届出書の提出期限は、同じく平成23年5月10日（火）とされたところです。

しかし、被災地の状況を鑑みますと、保険医療機関が5月10日（火）までに [概算請求届出書](#) を提出することが困難であることが思慮されることから、[概算請求届出書](#) の提出を5月20日（金）まで延長して対応することといたします。

被災された皆様のご一日も早い復旧とご健康を心からお祈り申し上げますとともに、本年5月請求分（4月診療分）に係るレセプト請求の取扱いについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取扱いについては以下のとおりです。

1 紙レセプトによる請求の取扱い

提出期限は、通常どおり平成23年5月10日（火）までとなります。

2 電子レセプトによる請求の取扱い

提出期限は、通常どおり平成23年5月10日（火）までとなります。

3 保険医療機関が概算請求を行う場合の取扱い

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行い、3月診療分（4月請求分）について3月一か月分を通して概算による請求を行った保険医療機関から、5月10日（火）までに診療報酬請求書または [概算請求届出書](#) の提出がない場合は、支払基金支部から当該保険医療機関に電話で連絡を取り、[概算請求届出書](#) の提出を5月20日（金）まで延長して対応することといたします。

4 保険医療機関等から請求のない場合の取扱い

災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションから5月10日（火）までに、診療報酬等の請求が行われなかった場合は、所在する支払基金支部から電話等で連絡を取り、対応させていただきます。

5 オンライン請求猶予の保険医療機関等の取扱い

震災により、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に震災の日において所在地を有する保険医療機関等から、震災による電気通信回線の機能障害又はレセプトコンピュータの故障等により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第5項第5号に該当する旨を支払基金支部及び国保連合会に届け出た保険医療機関等については、同条第7項の規定にかかわらず、平成23年8月の診療報酬請求時までの間について、猶予届の届出が免除されます。

【参考】

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令
(昭和五十一年八月二日)(厚生省令第三十六号)

附則

(療養の給付費等の請求に係る経過措置)

第4条の第5項の第5号

その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求

第4条の第7項

保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。